

「牛肉」への影響とこれまでの取組について

1 経過

7月上旬：福島県南相馬市の肥育農家が出荷した牛肉から食品衛生法の暫定規制値（500ベクレル/kg）を超える放射性セシウムが検出。原因は、給与していた「原発事故後に収集した稲わら」に高濃度の放射性セシウムが含まれていたことが判明。

7月15日：宮城県内の事故後に収集した稲わらの放射性物質の測定を実施したところ、3地点すべてで国が定める粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を上回る結果となった。直ちに県内の全肥育農家に対し、事故後に収集した稲わらの給与自粛と給与した肥育牛の出荷自粛を要請

7月中旬：市町村・JAと連携して県内全肥育農家を対象に事故後稲わらの給与状況の調査を実施

7月25日～27日：本県産の牛肉から国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出

7月28日：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から原子力災害対策特別措置法に基づき、牛の出荷制限が指示

8月上旬：市町村・JAと連携して全肥育農家を対象に8月2日から立入による現地確認を実施
さらに肥育農家・JA・食肉市場や検査機関の協力の下で放射性物質の全頭検査及び全戸検査の体制を構築し、出荷制限解除に向けた「品質管理計画」を策定

8月19日：原子力災害対策本部長から牛の出荷制限の一部解除が指示

8月24日：と畜を再開し、26日には、再開後初のセリが行われた。

（県内2食肉処理場、95頭/日出荷）{出荷自粛期間：7/15～8/23}

2 食肉の安全性確保への取組

○ 緊急立入検査の実施

県、市町村、農協等の協力のもと、県内の牛飼養農家に対し、汚染された稲わらの区分管理の徹底と飼養管理状況を定期的に確認

○ 品質管理計画に基づく全頭検査の実施

と畜場において、牛肉の放射性物質の全頭検査を実施し、暫定規制値以下の牛肉のみ、県の「牛肉の放射性物質検査結果通知書」を発行し、流通させていく。

汚染された稲わらを給与していない農家から出荷を再開してきたが、今後は、上記緊急立入検査の結果を受け、飼養管理状況から安全性が確認された給与農家へも出荷を拡大していく。

3 肉用牛検査体制の仕組

